

鳥取県に有害

アリエイ理科シリーズの書籍2冊と、ラジオライフ別冊ムック1冊が、2022年2月にAmazonで販売停止になった。Amazonに問い合わせたところ、鳥取県で有害図書に指定されたからだという。なぜ一自治体の判断が、世界最大の通販サイトであるAmazonに影響を及ぼすのか？ Amazon&鳥取県とやり取りした経緯を記録しておこう。

文/ラジオライフ編集長 小野浩章

結論からいって、鳥取県の有害図書指定に関するプロセスは問題だらけと言わざるを得ません。大きく2つ。

- ①会議の開催概要を「議事録」と言い張り、まともな議事録を残していない。
- ②条例改正により、県外事業者によるインターネット通販まで適用範囲を広げた。

有害図書を指定する経緯の杜撰さは鳥取県に限らずなので、いつものことか…といった感じなのですが、インターネット通販での購入まで効力を及ぼす条例というのが非常に厄介であり、問題の根幹と考えます。ということで、Amazon（アマゾンジャパン）、及び鳥取県の担当課とのやり取りを時系列的に振り返りながら、問題点を明らかにしていきたいと思います。

Part1▶Amazonで発禁に

2022年2月、『アリエイ医学事典』の著者である亜留間次郎氏が「ワシの本がAmazonで消えてる…」と気が付いたことが始まりでした。薬理凶室の『アリエイ工作事典』、ラジオライフ別冊

Amazonからの回答書 2022年3月21日

東京都千代田区神田須田町 2-6-5 OS'85 ビル
株式会社三オブックス
代表取締役 塩見 正孝 殿

東京都目黒区下目黒 1-8-1
アマゾンジャパン合同会社 法務部

回 答 書

前略 貴社よりご送付いただいた2022年3月3日付け「三オブックス ラジオライフ編集部 出版物について」に関して、次のとおり回答いたします。

鳥取県が2020年10月13日に改正した青少年健全育成条例では、鳥取県内の青少年に対してインターネット通販等で有害な刃物類や有害図書を販売することを、販売業者の所在地に関係なく禁止対象としております。

また、Amazonの「アダルトメディア商品に関するガイドライン」(2020年5月8日更新)では、各自治体の「青少年保護育成条例」によって指定された有害、不健全図書およびそのシリーズについて、独自の裁量により不適切と判断するアダルト商品としてAmazon.co.jp サイト上から削除する旨を定めています。

Amazonとしては、有害図書類に指定されたことで貴社ラジオライフ編集部の出版物についてAmazon.co.jp サイトでの掲載を禁止することになったのは遺憾ではありますが、先に述べた事情をご理解いただけますと幸いです。

草々

鳥取県内の青少年に対して、インターネット通販で有害図書を販売することが禁止となったので、Amazonではその本の販売を停止としたという内容。つまり、鳥取県で有害図書に指定されると、Amazonでは発禁になることを意味する。恐ろしい時代になった…

ムックの『真グッズカタログ2022』も同じくAmazonの検索に出てきません。この時は、単なる人的エラー程度のトラブルだろうと思っていたのですが、どうやらそうではないことが分かっていきます。

弊社営業部からAmazonの担当者にメールで問い合わせたところ、「鳥取県によって青少年に有害な図書として指定されております。そのため、Amazonではこれらの商品の販売及び販売のための掲載を禁止していま

『アリエイ医学事典』と『アリエイ工作事典』がAmazonから排除された!

有害図書指定の理由を聞いてみた

各ストアにおける商品登録に関する注意事項

Amazonの商品登録のルール

本(和書)

- 日本での販売権がない商品の登録は禁じられています。
- 登録できるのは、ISBN、JAN、UPC、EANなどの商品コードがある和書のみです。
- 商品登録の際には、可能な限り詳しい情報を入力してください。
- 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に定められた不健全図書は商品登録できません。同条例に定められた不健全図書とは、青少年の健全な育成を阻害するものとして東京都知事により指定された図書です。
- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)」など、日本の法令を順守していない商品は登録できません。
- 主たるテーマとして同意のない性交渉が極めて暴力的(または虐待的に)および写実的に描写されている作品、および主たるテーマとして獣姦が描写されている商品は登録できません。

詳しくは、本の出品ガイドラインをご覧ください。

①東京都で不健全図書(=有害図書)に指定されたものは、販売できないとしている。東京都での指定は影響力が大きくなるため、他県よりは慎重に審査されているようだ(近年はBL本の件で問題になっているが)。なお、指定されると都庁に呼び出され、該当箇所を具体的に指摘される

アダルトメディア商品に関するガイドライン

各自治体で有害図書に指定されたものは出品禁止とのルールだが、そもそもこの3冊はアダルト商品ではない。これを根拠にすると、随分と強引ですね…

出品禁止商品例

当サイトは、以下の基準を踏まえ、独自の裁量により不適切と判断するアダルト商品を当サイト上から削除します。

- 同人誌、同人PCソフト・CD：著作権者の許諾を得ないあらゆるアダルトメディア商品またはその二次的著作物(他者の創作物のストーリー、キャラクターなどを基にして二次的に制作された派生商品)。
- 当サイトが定めるアダルトフラグを設定していないアダルト商品。
- 当サイトが定めるブラウズノードに属していないアダルト商品。
- 性器、肛門、乳首または臀部などの体の一部分が露出している商品。
- プローアップドールを除く露部の付いたセックスドール。
- 精巧に性器を模したアダルト商品など、わいせつ物に該当すると考えられる商品。
- 主たるテーマとして、同意のない性交渉が、極めて暴力的(または虐待的に)および写実的に描写されている商品。
- 主たるテーマとして、獣姦が描写されている商品。
- 各自治体の「青少年保護育成条例」によって指定された有害、不健全図書およびそのシリーズ。
- 「刑法」および「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)」などの法規に抵触する商品。
- 性的に刺激を与え、または興奮させる18歳未満の児童の画像を含む商品。

す」といった回答がありました。Amazonの商品登録のルールは、「東京都青少年の健全な育成に関する条例に定められた不健全図書は商品登録できません。同条例に定められた不健全図書とは、青少年の健全な育成を阻害

するものとして東京都知事に指定された図書です」といったものです。鳥取県の有害図書指定を理由に、販売を停止するという回答が不可解だったため、改めてアマゾンジャパンに文書にて質問状を送ることにしまし

た。この文書の作成中に、鳥取県の青少年健全育成条例の改正(=インターネット通販も適用する)が影響している可能性に気づきます。

そこで、以下の点を含めた質問状を作成して送りました。

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正

青少年への有害図書の販売に関して、ネット通販も対象になった。罰則も設けられ、これを受けてAmazonでは該当する本の販売を停止した。なお、ヨドバシ.comとhontoでは18禁扱いになったが、販売は継続中。一方の楽天ブックスは、カテゴリ変更なしでそのまま販売継続中(これからは楽天推し！)

- (2) 有害図書類又は有害玩具刃物類の販売等の禁止 (新設 第16条第2項)
- 有害図書類又は有害玩具刃物類を青少年に販売等することを禁ずるの規定について、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において当該行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用することを明示する。
- (3) 罰則
- (1)に違反した者は、30万円以下の罰金に処するものとする。
- (4) その他
- 所要の規定の整備を行いました。
- (5) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布の日(令和2年10月13日)とし、(1)と(3)については、令和3年1月1日とします。
- イ 所要の経過措置を講じます。

項目	有害図書について
意見の概要	鳥取県の有害図書に指定された書籍が通販で購入できなくなっている。校園に当たり違法ではない。また、有害図書はどのように指定されるのか。
担当所属	子育て・人材局子育て支援課
対応・取り組み状況	有害図書については、鳥取県青少年健全育成条例により対応しています。
	○有害図書は、書籍により制限される行為及び罰則について 「当該が指定された有害図書類について、図書類の販売等規制は、鳥取県内の青少年に販売等(インターネットの利用等による行為を含む)をすることができませんが、18歳以上の方及び鳥取県外の青少年に対する販売等を制限するものではありません。なお、今回の販売の取扱いについては、販売事業者の判断によるものと思われず、有害図書後の取扱いは、該当する図書類の発注を制限するものではありませんので、後続には当たりません。罰則についても、青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為が及ばないよう厳格な取扱いを確保するために、原則に規定しています。
	○指定の経過について 「有害図書類は、当該が設置する鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会において、審査対象図書が採択される毎に基準に当たるか審か、委員が当該図書類の全体的な取扱いを判断して決定しています。
	有害図書類の指定について、形骸を重んじるものではありません。

令和3年度第1回鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会(会議概要)

公文書開示決定通知書

第20220004968号

株式会社三オックス
代表取締役社長 堀尾 正幸 様

令和4年5月18日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

令和4年5月31日

鳥取県子育て・人材局長 中西 朱実
(公 印 省 略)

公文書の名称	令和3年度第1回鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会(会議概要)
開示の日時	令和4年5月1日(日)※電子メールによる開示の実施日
開示の場所	電子メールによる送付
開示の方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 複製
担当課	子育て・人材局子育て支援課(電話0857-26-7076)
備 考	鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会では、委員が図書類を閲覧し、全体の内容から審査を行っており、審査理由等について、委員の職務の発言は行われていない状況です。このため、会議の議事録を記録したものとして存在する公文書は、会議概要のみとなります。

令和3年度第1回鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会(会議概要)

種別	題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
雑誌	裏グッズカタログ2022	ISBN978-4-86673-279-4	株式会社三オックス
雑誌	昭和の不思議101 2021-2022年冬の男祭り号	ISBN978-4-8130-0381-2	株式会社大伴図書
雑誌	開世界DX	ISBN978-4-86653-574-6	株式会社コアマガジン
雑誌	異常な国ニッポンDX	ISBN978-4-86653-575-3	株式会社コアマガジン
雑誌	英語ナックルズ 月刊2・3月合併号	4010049670021-00537	株式会社大伴図書
書籍	フェイクゴシップ	ISBN978-4-8019-7386-2	株式会社竹書房
書籍	南くんはその声に焦らされた!	ISBN978-4-7730-6224-3	株式会社堂島出版社
書籍	アリユナイ工作集	ISBN978-4-86673-249-7	株式会社三オックス
書籍	アリユナイ医学集	ISBN978-4-86673-163-6	株式会社三オックス

鳥取県に公文書開示請求を行ったところ、上記の2枚が開示された。「公文書開示決定通知書」によると、公式サイトにも公開されているこの会議概要が「議事録」であるとのこと。どの記事が「有害」と判断されたのか、これではさっぱり分からない

① Amazonでの掲載禁止は、鳥取県青少年健全育成条例の一部改正の影響もあってのことと推察するが、その条例はあくまでも鳥取県内における青少年に対して有害図書の販売を禁止するものである。その条例に沿うなら、鳥取県内在住者のみ販売対象外とすべきところのはずだが、一律販売停止にしてしまうのは適した対応なのか?

② 自社で定めたガイドラインに沿って判断し、再掲載を検討していただきたい。万が一、再掲載できないのなら、その判断の根拠を示していただきたい。

条例とはそもそも、憲法第94条を基として地方公共団体が国の法律とは別に制定するものです。ゆえに、県や市といった当該地方公共団体の区域にし

か適用されないもののはず。鳥取県の場合、インターネット通販にまで広がっているため、条例として適法なのかというまた別の問題が考えられます。

鳥取県は2021年に上記のように改正した条例を施行したのですが(新設 第16条第2項)、平井伸治鳥取県知事が2020年8月に条例の改正案を発表した際、一部のネットメディアやSNSでは既に問題視する声が挙がっていました。しかし、Amazonが鳥取県民だけをフィルタリングするなど、現実的ではないと考えられたため、実効性は高くないのでは?…という見解が大半だったように思います。それが、このようなかたちで現実の脅威となったわけです。ごく一般的な常識から考えれば、この条例は問題があると思うのですが、適法性についてだとまた違う話になるので、この辺に

しておきます。法律の専門家や研究者の方に、改めて検討・議論していただきたいです。

さて、約2週間後、Amazonジャパンの法務部から回答書が届きました。

① に関して

鳥取県の条例改正により、販売業者の所在地にかかわらず、鳥取県内の青少年に対してインターネット通販で有害図書の販売が禁止となったので、サイトでの掲載を禁止するに至った…という、予想通りの内容でした。

② に関して

掲載禁止の根拠には、「アダルトメディア商品に関するガイドライン」を提示。「各自治体の青少年保護育成条例によって指定された有害、不健全図書およびそのシリーズ」は出品禁止するというものです。当該書籍&ムックは、そもそもアダルト商品ではありません。この時点

で論理が破綻した回答ではありませんが、Amazonさんがそう言うなら、従うしかありません。

この後、Amazonの窓口となったこの担当署を通して、「18禁のアダルト商品として再掲載できないか」と問い合わせました。書籍のインターネット通販サイトは多数ありますが、その売上の9割はAmazonなので、出版社にとってAmazonで販売できないのは死活問題なのです。必死で食い下がりましたが、再掲載は認められず、現在に至ります。なお、電子版(Kindle)も配信停止になりました。

Part2 ▶ 鳥取県への電凸

Amazonとのやり取りの中で見えてきたのが、根本の原因はやはり鳥取県であるということ。上述の条例改正が問題の核心なのは間違いのないのですが、そこを攻めるのは難しそうなので、

「有害図書の指定」に絞って進めていくことにします。

4月1日、担当部署である「鳥取県子育て・人材局子育て支援課」に、上記3冊を有害図書に指定した際の審議会の議事録がネット上に公開されているのが、メールで問い合わせました。鳥取県の公式サイトには「有害図書類の指定審査」というページがあり、有害図書が公報に掲載されています(2022年2月4日必死で食い下がりましたが、再掲載は認められず、現在に至ります。なお、電子版(Kindle)も配信停止になりました。)

10日後、担当部署のA氏から返信が届きます。「お問い合わせの議事録としては、以下のページに掲載している状況です」としてURLが記載されていました。そのリンクを開くと現れたのが、「令和3年度第1回鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会(会議概要)」というPDF1枚です。そして、指定内容については「委員が図書全

体を閲覧して結果を判断しており、具体的にどの部分が指定に該当するか等の発言はないため、議事録としては、ホームページに掲載しているような内容となっています」とのこと。

…ただただ絶句したのは言うまでもありません。この資料のタイトルにあるように、これは会議を開くにあたっての“概要”であり、審議内容は一切記載されておりません。加えて、メールの補足説明を読む限り、内容を確認して「有害な図書」であると判断した理由も一切不明です。インターネット通販での購入まで規制するという、他県よりも厳しい条例を制定しているのであれば、誰が見てもある程度納得できるようにしておくのが筋でしょう。

そこで翌12日、A氏宛に電話で問い合わせることにしました。いくつか質問したのでその回答

が、以下の通りです。

Qメールで議事録として指定された文書は、「会議概要」と記載されています。これは議事録ではありませんよね？ つまり、議事録は取っていないということですか？

Aこの概要が議事録です。

Q公式サイトに出ているものはこれだけという意味でしょうか？ 公文書開示請求をしたら、詳しい資料も出てきますか？

A開示請求しても同じものになります。

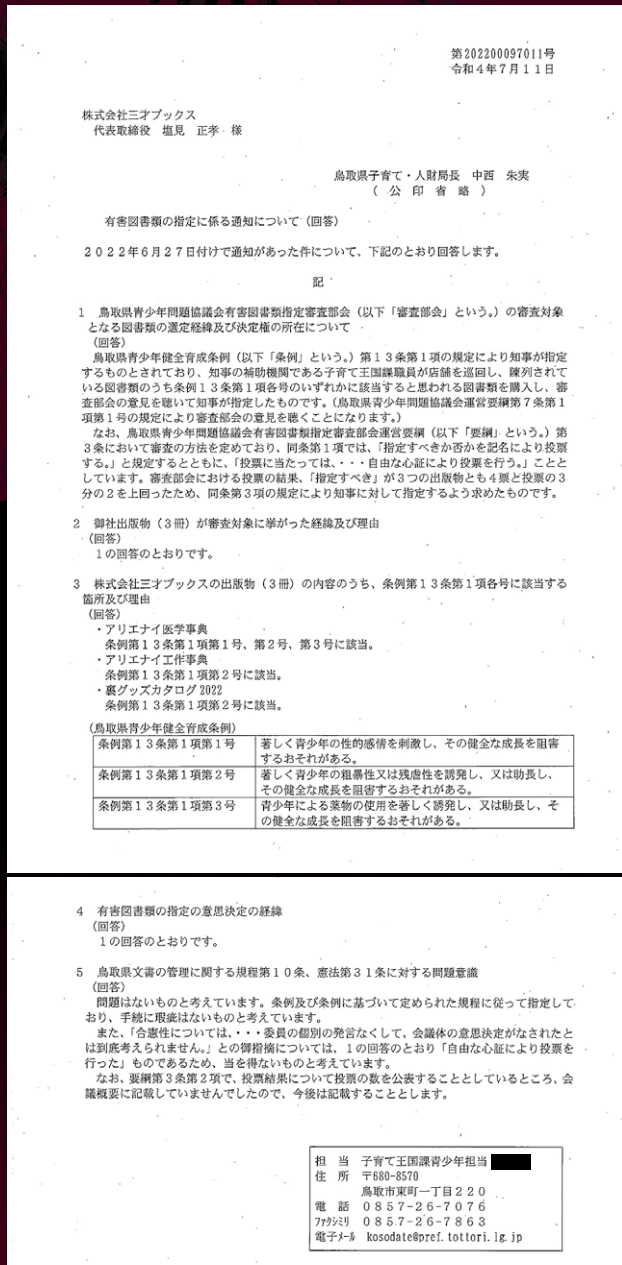
Qこの“会議概要”には、審議委員の名字しか記載されていません。どういった方々が審議しているのか教えてください。公正な判断ができるメンバーなのでしょうか？

A審査委員のプロフィールは、後ほどメールで送ります。一職名とフルネームが記載された5人の名簿が届いた

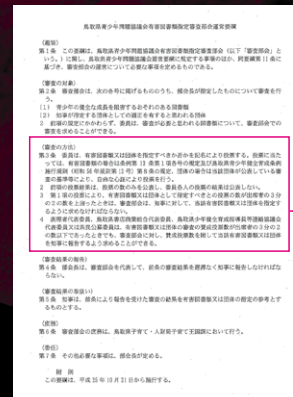
Q世の中には何百万冊という本があり、書店にも何万冊も陳列されています。そういった状況の中で、審議する本はどういった基準で選んでいるのですか？ 今回、有害図書に指定された9冊のうち、3冊が弊社の刊行物であるのは不自然です。

A審議する本は、書店で無作為に選んでいます。

Qではこの3冊を仮に無作為で選んだとして、一体どの箇所が問題なのか、有害であると判断した記事を教えてください。我々は十分吟味した上で誌面を作っているつもりです。どこが問題



鳥取県知事と、子育て・人材局長宛に送った質問状の回答。有害図書に指定した理由を具体的に教えてほしいと記載したが、一切答えていただけていない。芯をずらして、実際は何も回答していないその手法、非常にお上手です。いつもこんなことをしてやり過ごしているのだろうか？



なのかわからないと、今後、気を付けようがありません。
A明確な箇所ではなく、全体を通して総合的に判断しています。

ここまで話した上で、担当者の意識の低さを感じずにはいられませんでした。いかにもお役所的というか、販売を規制する重大な決定をしているという自覚があるのか疑問になりました。最後にこんな質問をしました。

「鳥取県は意思決定に至る経緯及び過程を検証できるよう、文書の作成を義務付けていますよね。例外として事案が軽微なものを除くとあるのですが、表現規制に関わるこの有害図書の指定も“軽微なもの”という判断なのですか？」

その回答は、「表現の自由とか、そういうやつですかw」といった程度のものでした。電話でのやり取りは証拠にも残らないので、これ以上はムダだと考え、この辺で切ることに…。

Part3 開示請求と回答

上述したように、担当者とのやり取りはメールと電話のみで

鳥取県青少年問題協議会有害図書指定審査部会運営要綱

審査は「自由な心証により投票を行う」とのこと。議論して記事を精査することなく、個人の感想で決められてしまうようだ。この独善的なマイルールを根拠に、適切に審査したといえるのか？ これでは、後の検証も不可能だと思うが…

(審査の方法)

- 第3条 委員は、有害図書類又は団体を指定すべきかを記名により投票する。投票に当たっては、有害図書類の場合は条例第13条第1項各号の規定及び鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年規則第12号）第8条の規定、団体の場合は当該団体が公表している審査の基準等により、自由な心証により投票を行う。
- 前項の投票結果は、投票の数のみを公表し、委員各人の投票の結果は公表しない。
 - 第1項の投票により、有害図書類又は団体として指定すべきとの投票の数が出席者の3分の2の数を上回ったときは、審査部会は、知事に対して、当該有害図書類又は団体を指定するように求めなければならない。
 - 表現者代表委員、鳥取県書店商業組合代表委員、鳥取県少年健全育成指導員等連絡協議会代表委員又は県民公募委員は、有害図書類又は団体の審査の賛成投票数が出席者の3分の2の数以下であったときでも、審査部会に対し、賛成投票数を附して当該有害図書類又は団体を知事に報告するよう求めることができる。

す。今後、どういった対応をするにせよ、あの会議概要を議事録として主張するなら、県の正式な回答として出してもらいたいと考え、ラジオライフ7月号が校了した5月18日の朝、鳥取県の公式サイトから県知事宛に開示請求の手続きを行いました。するとその数時間後、A氏から電話があり、「あれが議事録です」と再度説明。私は「それで構わないので、正式に鳥取県の回答として、あの概要のペラ1枚を“議事録”として送って下さい」と伝えました。

メールでの問い合わせには10日以上要したにもかかわらず、開示請求には即電話してくるとは…。開示請求されるとめんどくさいから、取り下げしてほしいということでしょうか。

5月31日、子育て・人材局子育て王国課のA氏とB氏2人の名前で、「公文書開示請求について（回答）」が届きます。その内容は件の会議概要と、「公文書開示決定通知書」のPDFの2枚。この通知書の備考欄には「委員が図書類を閲覧し、全体の内容から審査を行っており、審査理由等について、委員の個

別の発言は行われていない状況です」などと記載されていました。また、「会議の議事を記録したものとして存在する公文書は、会議概要のみ」とも補足があります。これが鳥取県の正式な回答…。備考欄、一生懸命考えたんだらうな…などと思いつつも、この補足説明により、私はもちろん社内のスタッフもより混乱しました。発言の無い審議とはイッタイ何なんでしょう???

Part4 質問状と回答

有害図書に指定された理由も、そのプロセスも謎だらけ。明らかにしたいのは、主に以下の5つの項目です。

- 1 審査対象となる書籍の選定について、選定経緯と誰が決定したのか。
- 2 三オブックスの出版物が3冊も審査対象に挙がった理由。
- 3 審査対象となった3冊は、どの点が鳥取県青少年健全育成条例に該当するのか、具体的に示してほしい。
- 4 本指定の意思決定の経緯。
- 5 「会議概要」という文書しか

物類について、次条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったとき、又は第17条第4項の除去の命令が等に取納されている当該図書類又は玩具刃物類を除去することができる者でなければならない。
(平13条例58・追加、平23条例9・旧第12条の4様下、令2条例56・一部改正)

鳥取県青少年健全育成条例

(有害図書類の指定等)

第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
(2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
(3) 青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

4 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第1項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害な図書類とする。

(1) 書籍、雑誌その他の刊行物であって、全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が20ページ以上あるもの又は当該書籍、雑誌その他の刊行物のページの総数の5分の1以上を占めるもの



今回、有害図書に指定された3冊は、第13条の(1)(2)(3)に該当するというのが理由だ。『アリエイ医学事典』はすべてに当てはまるらしいので、青少年の性的感情を刺激し、粗暴性・残虐性を誘発し、薬物の使用を誘発・助長する本だから…ということになる。すべて医学論文などソースを明確にした記事であり、読めばそれが分かるだけに、この判断は理解に苦しむ

存在しない状況について、法令に抵触するという問題意識はあるか？* 問題ないと考えるならその理由。

6月27日、これらを文書にまとめて「鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課 県民の声担当」宛に発送しました。2週間後の7月11日、回答書が届きます。上記の5項目について、具体的に答えていただけたのでしょうか？

①②③に関する回答

子育て王国課の職員が書店を巡回して、条例に該当するであろう本を購入。それを審査にかけたとあります。審査部会では、指定すべきか否かを記名投票を行い、3冊とも「指定すべき」に4票入ったことで、知事に指定するよう求めたそう。…書店に何万冊と並んでいる

中で、弊社の3冊がピンポイントでお眼鏡にかなったわけですね。それともその書店は三オブックスの本、特にラジオライフ関連が超充実してるんでしょうか？ 2020年にも『アリエイ理科ノ大事典』と『アリエイ理科ノ大事典II』が、鳥取県で有害図書に指定されています。同じシリーズの本だから、目をつけていたというのが実際のところでしょうか。そして、いつも通りに指定しただけ…と。

④に関する回答

『アリエイ医学事典』：条例13条第1項第1号・第2号・第3号に該当。
『アリエイ工作事典』：条例13条第1項第2号に該当。
『裏グッズカタログ2022』：条例13条第1項第2号に該当。
第1号は性的感情の刺激、第2号は粗暴性・残虐性の誘発、

第3号は薬物の使用を助長…して健全な成長を阻害する恐れがあるといった内容です。『アリエイ医学事典』はフルコンボでした。前書きでニセ医学を批判し、50本の記事で知られざる医学史に光を当て、後書きで標準治療の重要性を述べていることから、多くの医療従事者からも支持されているのですが…。薬物の実態や危険性について触れると、「薬物の使用を著しく誘発」することになってしまうのでしょうか？ 『アリエイ工作事典』は、電動キックボードを合法的に走れるように改造したり、3Dプリンターの活用法を解説したりといった内容です。あえていえば、せいぜい吹き矢ぐらい。3Dプリンターで銃を作るとか、そんな記事は当然ありません。刺激的でワクワクするように、キャッチなどを工夫してそう見せてい

有害図書の現状と問題点

有害図書(不健全図書)は、青少年保護育成条例に基づいて青少年の健全な育成を目的に指定される。憲法第21条の表現の自由に係ることから、厳格かつ慎重な判断が必要になるはずだが、多くの場合、その審議過程が不透明な点がまず大きな問題といえる。また、戦後にこの法令が制定された当時は、本が最先端のメディアであり影響力が大きかったが、インターネットが発達し、あらゆる情報に無料でアクセスできる時代の今、本を購入するというのはかなりハードルが高い行為だ。そんな中で、本の購入を規制することにどれほど意味があるのか、甚だ疑問である。その前にネットを規制すべきでは？…というのが世の中の一一般的な意見だろう。

その上で、真に有害な本を規制できていない点も致命的だ。特にニセ科学やニセ医学の本は野放し状態で、「がんは〇〇すると治る」と標準治療を否定したり、反ワクチンの陰謀論ジャンルは堂々と蔓延っている。これらは、青少年保護育成条例の元では一切スルー。一体どうということなのか…。ひよってるんでしょうか？

るだけです。それが理解できないのであれば、審査員の日本語能力が心配になるレベルです。

『裏グッズカタログ』は割愛しますが、どれも普通にネット通販で買えるモノです。

そもそもこの条例に従えば、世の中のマンガ・映画・小説などで、あらゆる娯楽作品を否定してしまう恐れすらあります。解釈次第ですから…。鳥取県内だけで勝手にやってる分には、最悪目をつぶるにしても、ネット通販にまで関わるとなると、鳥取県で本を売ること自体、もはやリスクといえます。

⑤に関する回答

条例などに基づいて指定している、手続き上問題ない…と考えているようです。投票を行った結果を会議概要に記載していない点は認めつつ、今後は記載すると結んでいます。

審査内容は「個人の自由な心証による投票」であるとのこと。つまり、誌面の内容を議論して精査せず、個人の何となく危なそうという印象で「有害」と決めていくということでしょう。議論が行われていなければ、議事録を残す必要もない…？ 答えているようで、具体的に何も答えていない感じ、お役所的で

すぐ上手だなと思いました。まあ、とにかくこれが鳥取県からの回答です。

Part5 ▶まとめと個人的見解

今回、Amazonでの販売停止という事態が起こってしまったことで、さすがに看過できなくなり、こういった行動を起こすに至りました。質問状などを送ろうと、これまでの判例などを見て有害図書指定の決定が覆らないことは分かっていました。ではなぜ、こんな時間のムダともいえる行動をしたのか？

三オブックスの同シリーズだからと、情性で有害図書に指定していると思われるのは鳥取県だけではないからです。機械的に「暴力を著しく助長する～」といった理由で、具体的な箇所も示さず、まともに議事録も残さない。気づいたら、公示されていたなんてことはこれまで何度もありました。作り手側には反論の機会を一切与えられないまま、一方的に「有害」だと決めつけ販売まで規制する。これはまさしく公権力による「暴力」そのものではないでしょうか。

表現の自由&出版の自由があるからといって、我々は何でも好き勝手に掲載してきたわけで

はありません。露悪的な表現を取ることが多いため、そう見られがちですが、それは読者に興味を持ってもらうための手法に過ぎません。改正される度に厳しくなる法律に沿って、明白な危険と思われる箇所はカットするなどして自主規制しています。「昔の方が過激で面白かった」「なんか丸くなった…」などと言われることがありますが、時代の空気を読みながらその時にできる限りのことをやっています。だから危ない記事を作る方が、実はずっと容易なのです。合法の範囲で、ドキドキするような好奇心を満ちた記事とする方が、はるかに難易度が高いのです。一線を越えないために、細心の注意を払って誌面を作成しているのですが、否定だけで生産性の無い仕事をしている役人たちはそれを理解できていないから、こういうことになっているんでしょうけど。…ということで、話を戻します。今後、ラジオライフ編集部が編集した本を有害図書に指定した場合、じっくりと問い合わせさせていただき所存です。なので、各県の青少年担当の皆さん、しっかりと議事録を残しておいて下さいね。

122 ※「鳥取県文書の管理に関する規程」第4章 文書の作成等
第10条 職員は、その上司の指示に従い、条例第1条の目的の達成に資するため、意思決定に至る経緯及び過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事実が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。